

今治市の高齢者福祉



今治市役所		〒794-8511 今治市別宮町一丁目 4 番地 1 電話：0898-32-5200（代表）		
福祉政策課		電話：0898-36-1525（直通） FAX：0898-32-5211（代表）		
介護保険課		電話：0898-36-1526（直通） FAX：0898-34-5077（直通）		
支所	担当課	郵便番号	住所	電話番号
朝倉支所	住民サービス課	799-1692	今治市朝倉北甲 397 番地	0898-56-2500
玉川支所	住民サービス課	794-0192	今治市玉川町三反地甲 10 番地 1	0898-55-2211
波方支所	住民サービス課	799-2192	今治市波方町樋口甲 253 番地	0898-41-7111
大西支所	住民サービス課	799-2292	今治市大西町宮脇甲 506 番地 1	0898-53-3500
菊間支所	住民サービス課	799-2392	今治市菊間町浜 840 番地	0898-54-3450
吉海支所	住民サービス課	794-2192	今治市吉海町八幡 137 番地	0897-84-2111
宮窪支所	住民サービス課	794-2292	今治市宮窪町宮窪 2668 番地	0897-86-2500
伯方支所	住民サービス課	794-2302	今治市伯方町叶浦甲 1668 番地 30	0897-72-1500
上浦支所	住民サービス課	794-1492	今治市上浦町井口 6605 番地	0897-87-3000
大三島支所	住民サービス課	794-1392	今治市大三島町宮浦 5708 番地	0897-82-0500
関前支所	住民サービス課	794-1192	今治市関前岡村甲 732 番地	0897-88-2111

生活支援・安否確認

○あんしんお泊りサービス

家族が冠婚葬祭などの理由で一時的に介護ができない場合に、老人ホーム等に短期入所するサービスです。(6か月につき7日まで)

※利用料1日380円のほか、食費などの自己負担があります。

対象者 65歳以上で、要介護認定で要支援・要介護に該当しない方。

問合せ先 市役所福祉政策課
各支所住民サービス課

○入院ヘルプサービス

身寄りのない高齢者が病院に入院した場合に、ヘルパーが入院生活の支援を行います。

※自己負担：1時間200円(月に8時間まで)

対象者 65歳以上で身寄りがいない方のうち、市民税非課税世帯又は生活保護世帯の方。

問合せ先 市役所福祉政策課
各支所住民サービス課

○緊急通報装置の貸与

虚弱なひとり暮らし等の高齢者の自宅に、緊急時にボタンひとつで連絡可能な通報機器を無料で貸与します。協力者が必要です。

※通信料は自己負担です。

対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯などの方のうち、虚弱などの理由により緊急の対応が必要な方。

問合せ先 市役所福祉政策課
各支所住民サービス課

○配食サービス

ひとり暮らしの高齢者に栄養バランスの取れた食事をお届けするサービスです。顔を合わせてお渡しすることで安否確認を行います。

※1日1食 週5回まで

(状況により回数を決定します)

※自己負担：1食440円程度

対象者 65歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯などの方のうち、定期的に安否確認が必要で、食事に不便をしている方。

問合せ先 市役所介護保険課
各支所住民サービス課

○電話による安否確認・福祉電話貸与

ひとり暮らし等で安否確認の必要な高齢者に対し、定期的に電話をかけて安否確認や健康相談を行います。(無料)

市民税非課税世帯で電話がない場合には、福祉電話の貸与を行います。(基本料金を市が負担)

対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯などの方のうち、定期的に安否確認が必要な方。

問合せ先 市役所福祉政策課
各支所住民サービス課



生きがいきづくり・各種講座・敬老事業

○シルバー生きがい農園

市内6か所、一区画あたり約30平方メートルの農地を無料で利用できます。(最長3年間)

「広報いまばり」で定期的に募集するほか、空き区画がある場合は随時受け付けています。

○趣味講座

華道・囲碁・踊り・民謡などの各種講座を、今治市総合福祉センターなどで開催しています。



左記問合せ先 今治市社会福祉協議会

電話：(0898) 22-0426

FAX：(0898) 22-6022

○敬老事業

毎年9月の敬老月間に合わせ、敬老会や金婚(結婚50周年)・ダイヤモンド婚(結婚60周年)、米寿(数え88歳)などのお祝いを行っています。日程は「広報いまばり」などでお知らせします。

問合せ先 市役所福祉政策課

家族介護者支援

○介護用品の支給

指定業者にて介護用品の購入に利用できる介護用品券を支給します。

対象者 以下の条件を満たす 65 歳以上の方を在宅で介護している方。

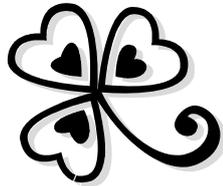
- ・ 市民税非課税
- ・ 要介護 4、5 又はこれらに近い状態

金額 介護者の課税状況に合わせて支給します。

市民税課税世帯 月額 2,000円

市民税非課税世帯 月額 4,000円

問合先 市役所介護保険課
各支所住民サービス課



○家族介護者交流事業

介護者の集いにより、高齢者の介護をしている家族同士の交流の機会をつくり、心身のリフレッシュを図ります。

問合先 今治市社会福祉協議会地域福祉課
電話：(0898) 22-6063

○家族介護慰労金の支給

在宅にて高齢者を介護されている方に対し、慰労金を支給します。

対象者 以下の条件を満たす 65 歳以上の方を在宅で介護している方。

- ・ 要介護 3、4、5
- ・ 1年以上介護保険サービスを利用していない

金額

市民税課税世帯

要介護 3 月額 2,500円

要介護 4、5 月額 5,000円

市民税非課税世帯

要介護 3 月額 5,000円

要介護 4、5 月額 10,000円

問合先 市役所介護保険課
各支所住民サービス課

○家族介護教室

介護予防や介護方法、介護者の健康づくりに関する教室を開催しています。(不定期開催)

問合先 各地域包括支援センター
(7 ページ参照)

入所施設 (介護保険以外)

○養護老人ホーム

対象施設 泉荘・いこいの里 しみず・清流園

対象者 おおむね 65 歳以上の、市民税非課税世帯の方で、環境上・経済上の理由により、居宅において生活することが困難な方。

食事や入浴は施設で用意されますが、介護施設ではありませんので、身の回りの事が自分でできる方に限られます。

入所費 収入に応じて決定します。

問合先 市役所福祉政策課
各支所住民サービス課

○菊間グループリビング

おおむね 60 歳以上で、ひとりで生活するには不安のある方が共同生活を送る住宅です。管理スタッフはおりませんので、料理や掃除などの家事は入居者が協力して行います。

利用料 1 か月あたり 14,500 円～(共益費込)
(光熱水費は別途実費負担です)

問合先 市役所福祉政策課
菊間支所住民サービス課



※日常生活において介護が必要な方は、特別養護老人ホームや介護老人保健施設など、介護保険の入所施設の対象となります。その他、ケアハウスや有料老人ホーム、グループホームなど、条件や費用、サービス内容の異なる各種の施設があります。

詳しくは 1 又は 7 ページの各相談窓口にお問い合わせください。

高齢者に対する補助・給付・支援など

○公衆浴場入浴利用券、マッサージ施術利用券の交付

市内の公衆浴場及び指定のマッサージ施術所で利用料の助成を受けられる券を交付します。

申請に必要なもの

対象者ご本人がお越しの場合

本人確認書類

代理の方がお越しの場合

対象者の本人確認書類と代理の方の本人確認書類 ※本人確認書類は写し可

申請場所

市役所福祉政策課（即日交付）

各支所住民サービス課（即日交付）

旧市の各地区公民館、インターネット

（申請受付のみで、利用券は後日郵送）



（申請フォーム）

○公衆浴場入浴利用券の交付

愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合今治支部加入の公衆浴場で利用できます。

対象者 65歳以上の方

利用回数 利用券1枚につき1回

助成額 1回につき200円

○マッサージ施術利用券の交付

今治市敬老マッサージ登録施術所で利用できます。

対象者 70歳以上の方

利用回数 年6回

助成額 1回につき1,000円

※上記利用券の交付を受けるには、申請が必要です。

○介護支援ボランティア制度

高齢者が介護保険施設などの受入機関でボランティア活動を行った場合に、その活動に応じたポイントを付与し、そのポイントに応じて交付金を交付します。

対象者 今治市にお住まいの要支援又は要介護認定を受けていない65歳以上の方
※事前にボランティア登録が必要

金額 1時間程度の活動で、1個のスタンプを押印。（1日2個が上限）

スタンプ1個につき100ポイントで、年間5,000ポイントが上限です。

（100ポイントあたり100円）

申請場所 今治市社会福祉協議会

電話：（0898）22-6063

問合せ先 市役所介護保険課

○老人福祉車等購入費補助

老人福祉車（手押し車）又は杖を購入した際に購入費の一部を補助します。

対象者 杖等を必要とする市民税所得割非課税世帯の、65歳以上の方。同じ補助金の交付を4年間受けていない方に限ります。

金額 購入費用に対する補助（上限4,000円）ただし購入額6,000円未満の場合はその3分の2補助（100円未満切り捨て）

申請に必要なもの

（1）領収書

（2）補助金の振込先口座

申請場所

市役所福祉政策課

各支所住民サービス課

○長寿祝品支給

9月1日現在において、今治市内に引き続き1年以上居住し住民基本台帳に記載されている方のうち満100歳（百寿）を迎えられた方に、祝品をお贈りします。

支給時期 9月

問合せ先 市役所福祉政策課

○認知症高齢者等見守りネットワーク

「いまからネット」

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりのために、協力機関や地域の方々と連携し、以下の3つの事業に取り組んでいます。

①認知症高齢者等見守り事業

②認知症サポーター養成事業

③徘徊高齢者等SOS事業

※介護をしている家族等の方へ

事前に「いまからネット」へ登録し、もし行方不明になった場合は、協力機関と連携して早期発見を目指します。

登録者には衣服等に貼り付けできる二次元バーコードシールを配付します。

見本



タテ2.8cm ヨコ5.5cm

※二次元バーコードは市のホームページにつながります

問合せ先

市役所介護保険課

各支所住民サービス課

権利擁護事業（高齢者の権利と人権を守ります）

○ 虐待の防止

「高齢者虐待防止法」に基づき、虐待の早期発見・把握に努めます。虐待（身体的虐待・心理的虐待・経済的虐待・性的虐待・介護放棄）を受けた場合、虐待を発見した場合、またそのおそれがある場合はお知らせください。

問合せ先・通報先 各地域包括支援センター
市役所介護保険課
各支所住民サービス課

○成年後見制度

認知症などにより判断能力が不十分な方の介護サービスの利用手続きや財産管理などを支援し、権利を擁護する成年後見制度の周知を図るとともに、制度の利用支援を行います。

問合せ先 各地域包括支援センター
市役所介護保険課
市役所福祉政策課
今治市社会福祉協議会（生活まるごと相談窓口）

○今治市終活サポート事業

終活（生前の準備）に関する相談を相談者に寄り添いながら助言支援を行い、必要に応じて適切な関係機関へ橋渡しする事業です。

対象者 市内にお住まいの方
問合せ先 市役所福祉政策課

○終活情報の登録

緊急連絡先や終活に関する情報をあらかじめ市に登録し、もしもの時に警察・消防・病院やあらかじめ指定した方からの照会に基づき市が情報を開示します。

対象者 市内にお住まいの方
問合せ先 市役所福祉政策課

○福祉サービス利用援助事業

判断能力に不安のある方が安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用や金銭管理等についてお手伝いをします。 ※利用料がかかります。

問合せ先
今治市社会福祉協議会（福祉サービス利用援助センター）
電話：（0898）22-1144
FAX：（0898）22-8441

○生活まるごと相談窓口

福祉サービスだけでなく、次のような日常生活上の様々な相談に応じる窓口です。

悪徳商法への対処相談、権利擁護相談、各種福祉問題、その他心配事。
※総合福祉センターほか、各地域で相談窓口を開設しています。

問合せ先
今治市社会福祉協議会（生活まるごと相談窓口）
電話：（0898）22-6621
FAX：（0898）34-6915

高齢期の健康づくりはフレイル（虚弱）予防が大切！

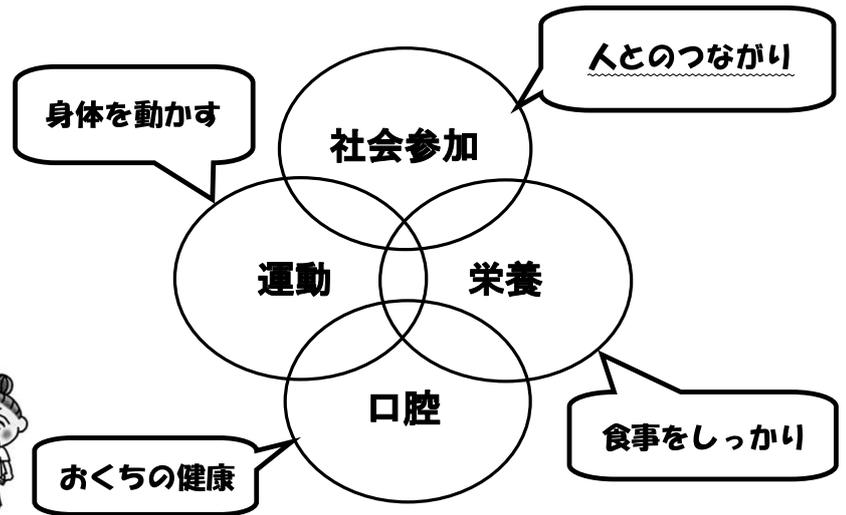
「フレイル」とは、健康と要介護状態の間をいいます。

予防のポイントは3プラス1「栄養・運動・社会参加プラス口腔」。

日々の暮らしの中で実践できるよう、身近な場所で教室や相談を開催しています。

詳しくはお問い合わせください。

問合せ先 市役所介護保険課
各支所住民サービス課



生活に支援・介護が必要になったら

高齢により生活に手助けが必要になった場合、また、このままでは介護が必要となるおそれのある場合には、要介護認定等を受けることで、介護（予防）サービス等を受けることができます。

介護（予防）サービス等の例

- 通所介護（デイサービス）
- 通所リハビリ（デイケア）
- 訪問介護（ホームヘルプ）
- 短期入所生活介護/療養介護（ショートステイ）
- 福祉用具貸与（杖、車椅子などのレンタル）
- 福祉用具購入費支給（ポータブルトイレやシャワーチェアなどの購入補助）
- 住宅改修費支給（スロープや手すり設置などの工事に対する補助）
- ……など

※その他にも各種サービスがあり、要介護度や生活の状況により利用できるサービスに制限があります。

※保険給付の対象費用のうち負担割合（1割～3割）に応じた額が本人負担です。また、要介護度により利用限度額があります。

※住宅改修費支給は工事着工前の事前申請が必要です。

サービスを利用するまでの流れ

- (1) 市役所介護保険課又は各支所住民サービス課にて、要介護認定の申請を行います。
※地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所などに申請を代行してもらうこともできます。
- (2) 訪問調査、介護認定審査会などを経て、認定結果が通知されます。
- (3) 認定結果に基づき、介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。
ケアプランは「居宅介護支援事業所」又は「地域包括支援センター」のケアマネジャーとともに、必要なサービスを話し合って決定します。
要介護1～5の人 ⇒ 介護保険の介護サービスを利用（居宅介護支援事業所）
要支援1・2の人 ⇒ 介護保険の介護予防サービス、介護予防・生活支援サービスを利用（地域包括支援センター）
非該当（自立）の人 ⇒ 基本チェックリストを実施し事業対象者となった方は、介護予防・生活支援サービスを利用（地域包括支援センター）
- (4) ケアプランに基づき介護サービスを利用します。

詳しい内容を記載したパンフレットなどをご用意しています。
下記までお問い合わせください。

問合せ先 市役所介護保険課 各支所住民サービス課
各地域包括支援センター



福祉サービス相談窓口

○地域包括支援センター

地域包括支援センターは、いつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう、高齢者やご家族のみなさんを、医療・保健・介護及び福祉など様々な方面から総合的に支援する機関です。

主任介護支援専門員、社会福祉士及び保健師などが、連携をとって「チーム」で対応し、関係機関との連携調整をしています。

市内には下の表のとおり、センター6か所、サブセンター2か所を設置しており、生活圏域ごとに様々なサービスを提供しています。

相談は無料。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

主な業務は下記のとおりです。

●介護予防ケアマネジメント業務

介護認定における要支援1・2の方、また要介護状態となる可能性が高い方の介護予防ケアマネジメントを実施します。

●権利擁護業務

成年後見制度の利用支援、高齢者虐待の予防や早期発見など、高齢者の権利擁護に関する業務でみなさんの権利を守ります。

●総合相談支援業務

医療、健康、福祉、介護、認知症など高齢者の抱える様々な課題に対し相談を受け付け、総合的に支援対応します。

●包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護支援専門員（ケアマネジャー）等の支援を様々な面から実施しています。

名 称	所在地 ・ 電話番号	担当地域(生活圏域)
今治市地域包括支援センター 美須賀・立花	黄金町二丁目2番地5 (0898)55-8872	美須賀・立花
今治市地域包括支援センター 日吉・近見	北日吉町一丁目11番17号 (0898)22-7960	日吉・近見
今治市地域包括支援センター 西・南	別名272番地 (0898)33-7861	西・南
今治市地域包括支援センター 桜井・朝倉・玉川	玉川町大野甲86番地1 (0898)36-8330	桜井・朝倉・玉川
今治市地域包括支援センター 北郷・大西・菊間	大西町宮脇甲501番地2 (0898)53-5540	北郷・大西・菊間
今治市伯方地域包括支援センター	伯方町木浦甲3930番地1 (0897)72-1065	大島・伯方 大三島・関前
	サブセンター大島 吉海町名1466番地 (0897)84-4110	吉海・宮窪
	サブセンター大三島 大三島町野々江2435番地2 (0897)83-1110	上浦・大三島

※生活圏域は第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画で設定されている地域の名称です。

※どちらのセンターに連絡すればよいかわからない場合は、右記二次元コードより検索
または市役所介護保険課（電話：0898-36-1528）にお問い合わせください。



「もしも」に備える！

「医療情報カード」を活用しましょう

救急搬送などが必要な急な病気の時、適切な応急処置を受けるために、医療に関するあなたの情報が必要です。適切な治療を受けるために、「もしも」のときに備えて必要な情報が救急隊など第三者に伝わるよう、「医療情報カード」を記入し、冷蔵庫に貼っておきましょう。

医療情報カード

記

(記入年月日 2020年 12月 1日時点の情報)

今治市



- - - やまおり - - -

ふりがな	いまばり たろう		性別 (男・女)
氏名	今治 太郎		
住所	今治市南宝来町2丁目 1		
生年月日	明・大・昭・平 11年**月**日		
緊急連絡先①氏名	今治 一郎	電話	090***** (関係 弟)
緊急連絡先②氏名	消防 花子	電話	090***** (関係 いとこ)
かかりつけ病院	〇〇病院	医師名	〇〇医師
飲んでいる薬	血圧の薬、 アレルギー 小麦、蜂 など		
持病	高血圧、心筋梗塞、糖尿病 など		
病歴	平成21年心臓バイパス手術 など		
担当ケアマネジャー 相談支援専門員	〇〇〇〇(事業所 居宅支援事業所〇〇 TEL ***)		

「医療情報カード」に関するお問い合わせは…

今治市役所(福祉政策課・介護保険課・消防本部・各支所住民サービス課)まで



ホームページからもダウンロードできます。 [今治市 医療情報カード](#) [検索](#)

緊急時の連絡先 (家族・かかりつけ病院などをご記入ください)

関 係	名 前	電話番号	メモ
かかりつけ病院			
ケアマネジャー			